

25年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要

CISTEC におきましては、ここ数年の間に、情報提供、調査研究、出版、研修会、データベース、相談等の主要事業について、皆様方のニーズを踏まえた一連の改善措置を講じてまいりました。大きな改善事項については概ね実現しつつあるかと考えておりますが、この2～3年は、より中期的視点に立った取り組みを行っているところです。

以下、25年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要と今後の予定等をご紹介します。

1 規制合理化実現

輸出管理は国際的な平和と安全の確保のために重要な取り組みではありますが、他方で、その運用次第では、企業の負担を重くし、国際競争力の低下につながるおそれもありますので、不断の規制見直しと継続的な緩和の働きかけが重要です。CISTEC では、関係委員会からの継続的な働きかけに加えて、CISTEC ジャーナルでも規制合理化特集を組むなど、輸出管理の目的に即して企業負担の軽減に直結する事項を中心に働きかけを行った結果、25年度は、前年度に引き続き、クラウドコンピューティングサービスの解釈明確化等、世界に先駆けた、成果を実現することとなりました。

○ クラウドコンピューティングに関する役務通達改正

クラウドコンピューティングサービスについては、外為法第25条の技術移転規制の適用の有無が明確でないため、その利用が進まないという面がありました。このため、一昨年初めより経産省と交渉を進めた結果、昨年6月に利用を促進する方向で役務通達が改正されるという具体的成果を得ることができました。通達改正と併せ、経産省ホームページにQ&Aを載せていただき解釈を明確化すると同時に、CISTEC ホームページには自主管理ガイドラインを掲載し、リスク回避対策等、サービス利用上の注意点を明確にいたしました。

○ 違反行為の自主申告に対する取り扱いの明確化

事後審査において、CP企業がCPを機能させて違反等を見つけて自主申告してきた場合には、悪質な場合を除いて公表を行わない処分に留めるほか、処分内容も法益侵害の程度に応じて、いくつかの段階をつけて企業側の負担を軽減するとの運用は、産業界からの要望を受け、既に平成23年秋から試行されているとのことです。その定着を図るべく、昨年5月に自主管理分科会より文書にて経産省に照会し、口頭によるその回答結果を賛助会員宛に文書にて連絡させていただきました。本連絡文書は経産省の担当室長等幹部に写しを送付させていただき、CISTECジャーナルにも掲載し、周知を図りました。ただ、取り扱いの予測可能性等を高め、違反事案の申告促進を図るためにも、米国のように法的に明確化することが望ましく、引き続き検討をお願いしていきます。

2 中長期的課題に向けた取組みの促進

○ 輸出規制品目番号国際化に向けた具体的成案の作成

輸出規制番号の国際化については、デファクトスタンダードになっているEU体系への実質的準拠を念頭に、日本機械輸出組合、日本貿易会とも連携しながら、CISTECのWGと経産省との間で作業が進められてきています。EU体系に即した国内外での一元的運用を可能とすることを前提として、平成24年度に提示された経産省第2次案をベースにした、EU規制番号と政省令の読替表（対応表）（案）の作成作業を続け、ほぼ作業が完成に近づきつつあります。

今後は、経産省により読替表（対応表）のオーソライズ、移行スケジュール設定等が適切になされるよう、協議及び各種サポートを行っていく予定です。

○ 安全保障輸出管理法体系の抜本見直しに向けた問題提起

CISTECでは、エンドユース規制中心の法体系への移行を経産省に要請してきている委員会活動に合わせて、CISTECジャーナルにおいて、折りに触れて規制緩和・合理化特集を組んできましたが、25年度においては、安全保障貿易学会における企業実務者の主張や大学における輸出管理の問題を取り上げる等、安全保障輸出管理法体系の再構築に向けて、問題提起を行いました。また、CISTECホームページ上でも特集を組んで、この問題の認知向上に努力しました。個別の懸案の解決が進みつつある今、法体

系自体の見直しの時期に来ているとの認識の下、引き続き、問題提起のための取組みを進めて行く予定です。

3 輸出管理実務の効率化、合理化に向けた支援

各企業での輸出管理実務の効率化や合理化をサポートすべく、該非判定その他の審査等の効率化や啓発資料の充実、社員のインセンティブ向上等のための施策を講じました。

○ 該非判定支援サービスの本格実施

企業等における該非判定の適切性を、第三者機関として、外部アドバイザーの協力を得て検証し、検証証明書を発行する該非判定支援サービスを、トライアルを経て、24年度より本格実施いたしました。利用件数は中小企業を中心に着実に増えており、25年度累計では、126件と前年度から倍増となっています（2月24日現在）。

○ 総合データベース事業の「ガイダンスデータベース」の充実

総合データベースに、23年度より「ガイダンスコーナー」を新設し、最初に「品目別ガイダンス」すべてと「図説 軍事転用可能な民生品」シリーズとをアップしました。24年度初めには、更に「海外法制度ガイダンス」をすべて収録して、料金引き下げを行ったほか、新たに、紙ガイダンスをお持ちのお客様向けに、検索に特化したサービスも廉価に提供を始めました。25年度は、料金の大幅引き下げを敢行して利用拡大に取り組むとともに、検索に特化したサービスを賛助会員向けに無料開放いたしました。さらに過去7年分のガイダンスを賛助会員が無料で閲覧できるようにいたしました。

○ ガイダンスの電子書籍での提供

電子書籍によるガイダンスの提供は、現在、2種類の方法を取っています。上述のガイダンスデータベースは、一法人全体で利用していただくことを念頭に置いたサービスで、もう一つは、個人のお客様に電子書籍として品目別ガイダンスをご覧いただけるものです。お客様自身のパソコンにダウンロードするのではなく、外部のサーバーにて閲覧していただくことができますので、重いガイダンスを何冊も持ち歩かなくても、また、出張先や海外においても、法令を確認したり、自習していただくことが可能なシステムです。ご購入いただいた書籍の横断検索（単純検索もできます）や、

マーカー機能、付箋機能もあり、必要なページだけ印刷していただくことも可能です。

○ Web セミナーサービスの拡充

25年度は、Web セミナーサービスの拡充を行いました。人気の高い研修会を録画したものや、賛助会員向けの「15分でわかる！輸出管理」コース、PPT に音声をつけて動画にしたものなど、様々な形で提供しています。また、購入・視聴方法についても、価格の安い「個人版」、同一法人内であれば無制限に視聴できる「法人版」、「DVD 版」、大学向けの「アカデミアライセンス」等、皆様のニーズに合わせて各種選択できます。さらに、いずれの方法で購入した場合でも、カラーの研修資料がダウンロード・印刷することができます。Web セミナーは、時間的、場所的、空間的な制約を受けることなく研修会を受講いただける画期的なシステムです。今後も内容の一層の拡充に努めていきます。

○ 「CHASER ローカルバッチシステム (LBS)」利用サービスの事業開始

昨年4月より CHASER コーナーのオプションとして、「CHASER ローカルバッチシステム (LBS)」利用サービスを開始いたしました。CHASER-LBS を市販のパソコンに導入していただくと、取引先情報を外部に出すことなく、そのローカル環境において、CHASER 検索システムと同じ検索機能・検索対象の下で多数の取引先をバッチ処理（一括照合）することができます。取引先すべての一括照合結果は Excel で管理できるほか、検索対象の顧客情報と一致した取引先に対して、検索結果から「CHASER 検索システム」と同じ要領で二次情報が確認できます。

○ CHASER 検索システム改修による検索性能向上

昨年9月下旬、CHASER コーナー利用者や安全保障貿易情報分科会から問い合わせをいただいていた検索不可事例を解消するため、従前の検索機能をさらに改良するシステム改修を行いました。本改修の結果、部分一致検索できる検索文字列の範囲が広がり、検索不可事例が解消されました。同時にあいまい検索の平均所要時間も、これまでの30秒程度から10秒程度に短縮いたしました。

○ CHASER コーナー専用 ID・パスワード新設による他コーナーのコンテンツ利用促進環境の整備

25年度は総合データベースのサービス向上、とりわけ賛助会員コーナーのコンテンツ拡充に重点的に取り組んできました。これに伴い、より多くの皆様にご利用いただけるよう、総合データベースの ID・パスワードに関するアンケートを実施、併せて安全保障貿易情報分科会での意見も踏まえ、CHASER コーナー専用 ID・パスワードを新設いたしました。これによって、CHASER コーナーへの不正アクセス防止を図るとともに、社内で CHASER コーナーの利用を一部の部門に制限しながら、賛助会員コーナー、該非判定コーナー、国内法令コーナー、ガイダンスコーナーについては、社内で利用できる部門を拡大し、幅広く活用することができるようになりました。

○ STC EXPERT/LEGAL EXPERT 法令編 入門セミナーの実施

24年度に引き続き、STC Associate 入門セミナーを東京・大阪で実施するとともに、25年度はご要望の多かった STC Expert/Legal Expert 法令編入門セミナーを東京・大阪で開催いたしました。

○ 総合 Q&A データベース・会員コミュニティサイトの提供

昨年5月より、「総合 Q&A データベース」、「賛助会員コミュニティサイト」、「大学・研究機関コミュニティサイト」の3つの『輸出管理コミュニティ』サイトを開始いたしました。輸出管理に関する Q&A データベース検索、賛助会員の皆様、大学・研究機関の皆様の情報交換の場としてご活用いただいています。

「総合 Q&A データベース」は賛助会員・大学会員限定のサイトで、輸出管理に関する主なサイト、輸出管理に重要なパブリックコメント等の Q&A をまとめて掲載しています。

「賛助会員コミュニティサイト」、「大学・研究機関コミュニティサイト」は輸出管理に関する日々の実務の中でふと疑問に思ったことや悩みを質問の形で投稿したのに対して、利用者の皆様が回答者になり、お互いの疑問・悩みに回答していくものです。また、情報共有の場としても活用できます。

○ HP のコンテンツ充実、利便性向上

- (1) Expert 認定試験用の e ラーニング教材を無料公開（賛助会員・大学会員向け）しました。

- (2) 米国輸出・再輸出規制（EAR）主要用語一覧を掲載しました。
- (3) CISTEC ジャーナル<WEB版>コンテンツのリニューアル。シリーズ別／テーマ別／国・地域別に分類しました。
- (4) 「CISTEC ホームページ活用法-右バナー編-」を提供しました。

4 シンクタンク機能の充実に向けた取組み

CISTEC では、シンクタンク機能を充実させるべく、この数年努めてきていますが、25年度においては、特に4つの点に重点を置いて機能強化に努めています。

○ 中国の軍民融合等の最新動向の調査分析

中国は、我が国にとって重要な貿易相手国ではありますが、他方で経済力、軍事力とも年々向上させ、軍民を融合させながら、軍事技術、体制の強化を図りつつあります。その動向は、我が国の輸出管理においても無視できない要素となっています。このため、CISTEC では、公開情報をもとにその軍民融合の動向等を継続的にフォローし、逐次、CISTEC ジャーナル等に掲載しています。25年度は軍民融合とも密接な関係があり、顧客審査にも資する人民解放軍の装備承制単位制度などを取り上げて解説しました。

○ イラン、北朝鮮制裁委員会報告書その他の違反事案のフォロー、分析

大量破壊兵器開発に関して国際社会から経済制裁措置を受けているイラン、北朝鮮については、国連安保理の制裁委員会が各国を調査の上、報告書を出しています。その中には、迂回輸出や迂回調達などの動向、手口等も書かれており、我が国輸出管理関係者にとって大変参考になると思われるため、その内容を継続的に紹介しています。その他、欧米諸国等の情報を収集分析し、CISTEC ジャーナル等でご紹介しています。

○ ロシアの調達動向等の調査分析

安倍政権が対ロ外交を積極化させるなど日露関係の行方が注目されています。今後の日露貿易の発展を見据え、25年度より安全保障貿易管理の観点からロシアの調達動向等にスポットを当てて情報を収集分析し、CISTEC ジャーナルでご紹介しています。

○ 民生技術の軍事利用可能性の調査

輸出管理において、民生品・技術が軍事面でどのような機微な使われ方をするのかという点を踏まえておくことは、管理の上での重要な前提となるはずですが、従来必ずしも、それが明らかではないままに、官民とも今に至っているという面もあります。このため、21年度と22年度に汎用品の大量破壊兵器・通常兵器への転用可能性に関する図説本を出しましたが、24年度からは、防衛装備関係方面での知見を蓄積すべく、関係者からのレクチャーその他の情報収集に努め、CISTEC ジャーナルでの解説記事掲載等も行っています。25年度は宇宙技術など C4ISR 関連技術を取り上げました。

5 中小企業、大学向け支援事業の実施

CISTEC では、これまで、大学会員制度の開始や中小企業支援センターの設置などにより、輸出管理に関する知識・経験が浅い大学や中小企業向けの支援事業を行ってきました。25年度においても、以下のような事業を行いました。

○ 該非判定支援サービスの本格実施（再掲）

○ 中小企業、大学での人材募集支援

これまで、大学での輸出管理人材募集を行う場合を想定して、その支援のために、CISTEC に登録した人材に募集情報を提供してきました。その実績は、大学だけに留まらず、企業、公共法人等もあり、5年間の累計で、46件に上り、その多くが採用に至っています。25年度には、企業向けを中心に9件の募集情報の提供を行いました（2月24日現在）。

○ 大学の国際競争力の観点からの輸出管理制度の問題点の整理

これまでの大学関係者からの問題提起、CISTEC 内における欧米の制度に関する蓄積等を踏まえ、大学の輸出管理に関する現状の問題点と今後の方向性についての議論の整理の意味で、CISTEC ジャーナルに「欧米主要国における安全保障輸出管理との比較から見る我が国の大学における研究活動の制約と解決の方向性について」の記事を掲載しました。

○ 大学への支援の継続

(1) 大学会員制度、大学向け講師派遣の継続

平成 21 年 3 月にスタートした大学会員制度は順調に会員数を伸ばし、現在 25 大学となっています。学内セミナー等への講師派遣は 25 年度は 69 回となっています (2 月 24 日現在)。

(2) 「輸出管理 DAY for ACADEMIA」への後援 (2 月 27 日)

6 アウトリーチセミナーへの協力、参加

これまで、経産省が実施するアジア地域でのアウトリーチ活動への協力や、アジア輸出管理セミナー、国際交流分科会による訪欧・訪米ミッションの派遣等の諸活動を通じて、CISTEC の活動の紹介、国際認知度向上に努めてきましたが、25 年度は、以下のような国際セミナーの開催、講師の派遣等を行い、交流に努めました。

CISTEC を軸にした産官学の協力、交流を通じた輸出管理レベル向上の仕組みは、CISTEC モデルと呼ばれる程、国際的関心が高くなっており、CISTEC の認知度向上が、米国政府・欧州各国政府の規制にも参考にされるようになって来ました。

○ ウクライナ・米国政府共催セミナーへの招待参加 (昨年 4 月)

ウクライナのキエフで開催されたウクライナ・米国政府共催セミナーに CISTEC が講師として招請を受け参加しました。同セミナーは米国エネルギー省が主体となり実施しているアウトリーチの一環で、ウクライナに対しては数年の歴史がありますが、今回は政府と産業界の協力関係構築がテーマになり、日本における実情、CISTEC の役割などにつきプレゼンテーションが求められ、これに応じました。

○ 台湾・米国政府共催ラウンドテーブルへの招待参加 (昨年 4 月)

台湾の台北で開催された台湾・米国政府共催ラウンドテーブルに CISTEC が講師として招請を受け参加しました。同ラウンドテーブルは、米国国務省がイニシアチブを取り、台湾当局との共催で行われたもので、CISTEC のほか、元ワッセナーアレンジメント事務局長、マレーシア政府、韓国 KOSTI 等も参加しました。

CISTEC は「規制品輸出許可における産業界の役割」というテーマで、日本における政府と産業界の関係、内部規程の位置付け、CISTEC の役割などを説明し、関心を呼びました。

○ 台湾における Workshop on Strategic Trade Controls への招待参加（昨年 8 月）

CSIS（米国戦略国際問題研究所）が CSCAP（アジア太平洋安全保障協力会議）活動の一環として台湾の台北で主催した Workshop に CISTEC が講師として招請を受け参加し、プレゼンテーションを行いました。参加者は台湾当局、大学のほか、ASEAN 諸国、米国、中国、インド、韓国政府や関連組織。

○ 台湾におけるアウトリーチセミナー主催（昨年 10 月）

台湾当局と CISTEC が共催し、高雄及び台北において、産業界向けアウトリーチセミナーを開催しました。両国当局の担当幹部、双方の民間企業が講師となり、多くの現地企業、進出企業と活発なやり取りが行われるなど、台湾産業界の輸出管理レベルのさらなる向上に貢献いたしました。

○ 訪米ミッションの派遣（本年 1 月）

25 年度は、米国政府機関のシャットダウンにより秋の予定を延期ののち、本年 1 月初めに、恒例の訪米ミッションを派遣しました。イラン制裁の 6 ヶ月緩和措置合意の翌日に、国務省の制裁政策決定部門を初めて訪問する等、タイムリーで意義ある訪問となりました。世界に先駆けて明確化を図ったクラウドコンピューティングの解釈が主要議題となった、米国産業界団体 Tech America との打ち合わせには電話を通じて全米から 50 名以上のメンバーが会議に参加する等、注目度が上がっていることを実感しました。また、国連本部も初めて訪問し、CISTEC の存在がよりグローバルに認識される機会を作りました。

○ 第 21 回アジア輸出管理セミナーの開催（本年 2 月）

25 年度のセミナーでは、2 月末に CISTEC の主催の下、39 ヶ国・地域の政府、協力国、主要国際レジーム、国連安保理の各種委員会等からの参加となり、21 回目のセミナーとして成功裏に終了いたしました。